

「アセットオーナー・プリンシプル」の受入れの表明について

国立大学法人鹿児島大学（以下「本学」という。）は、アセットオーナー（資産を保有し、運用方針や運用の責任を担う主体）として、令和 6 年 8 月に政府が策定した、アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプル）の趣旨に賛同し、これを受け入れることをここに表明します。

本学は、令和 7 年 12 月 4 日付けで国立大学法人法第 33 条の 5（余裕金の運用の認定）に基づき、文部科学大臣から基準第 2 までの自家運用の認定を受けて、業務上の余裕金の運用を行っています。

資金運用において、本学資金管理規則及び資金運用管理細則に基づき、アセットオーナー・プリンシプルの趣旨を踏まえ、受益者等（学生、教職員、卒業生、保護者、産業界、地域社会、政府等）への責任を果たし、資金の運用力・説明責任・ガバナンス強化に努めます。

以下、原則ごとに本学の具体的な取り組みを記します。

原則 1.（運用目的・目標・方針の策定と見直し）

アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

本学は、中長期的な財政基盤の強化と将来の教育研究の発展に資することを資金運用の目的とし、将来にわたる財政の健全性維持に足る収益性の確保を運用目標としています。資金運用方針および基本ポートフォリオを中長期的な観点から策定し、年度ごとに見直しを行い、役員会にて適切に決定しています。運用実績等は適宜報告し、状況に応じて運用計画等の適切な見直しを実施しています。

原則 2.（体制整備と専門性の確保）

受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則 1 の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

本学では、外部有識者および資金運用実務経験者を含む「資金運用管理委員会」を設置、四半期に 1 回以上開催し、基本ポートフォリオ、運用方針・運用計画・リスク管理体制・運用状況等の審議を通じて、運用体制の機能強化と専門知見の充実を図っています。

原則 3. (受益者利益のための運用方法の選択とリスク管理)

アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

本学は、分散投資を基本とし、流動性、安全性を確保したうえで資金運用を行っています。デリバティブ取引については、ヘッジ目的に限定し、投機目的の利用は禁止しています。運用の評価は、中長期観点から定量評価と定性評価を組み合わせた総合評価とし、特定余裕金の集中投資を回避するため、同一発行体 30%以内等の上限を設けるなど、リスク管理を徹底しています。

原則 4. (説明責任と情報提供)

アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

ステークホルダー（現在及び将来の学生、教職員、卒業生・修了生、保護者・寄附者および大学が創出する公共財を享受する社会全体）への説明責任を果たすため、運用状況・運用実績等についてホームページ等で情報発信を行い、分かりやすい説明や対話を重視しています。資金運用管理委員会の外部有識者には、本学同窓会会員又は本学に寄附を行った者を含むこととしています。

原則 5. (スチュワードシップと長期的視点に立った付加価値創出)

アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

本学は、預金先金融機関・保有債券の信用状況等を四半期ごとに点検し、基準未達時には迅速に縮減・売却等の措置を講じています。投資先企業等の持続的成長に資するスチュワードシップ活動を重視するとともに、運用実績及びリスク管理状況を半期ごとに公表し、説明責任と対話に活かしています。